



日野町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）を策定しました

町の高齢化率は、平成29年10月1日現在で29.1%、平成37年には31.2%になると予測されます。

町では、中長期的な視点を持って、高齢者の方が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、高齢者施策や介護保険事業の方針を定めた高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期（平成30年度から平成32年度まで））を策定しました。

住民説明会を開催しました

今回の事業計画の策定にあわせて、2月に各地区公民館等で、計8回の住民説明会を開催しました。説明会には、高齢者や家族を介護されている人などが参加されていました。また、同時期にパブリックコメントも行ないました。



町では、皆さんから寄せられた意見を参考に、今後の施策に活かしたいと考えています。なお、策定した事業計画は町のホームページに掲載する予定です。

【計画の主な取り組み】

○地域活動等の参加の促進

高齢になっても、地域でいきいきと社会参加できるよう、スポーツ活動や文化活動、趣味活動を応援します。また、各地区で住民が自主的に運営する「高齢者交流サロン」の開設を促進するため、補助を行なうなど運営を支援します。

○介護予防の充実

歩いて行ける地域での介護予防として、「おたつしゃ教室」を開催し、転倒予防のための筋力維持とアップ、閉じこもり予防に取り組めます。

また、おたつしゃ教室の継続実施へ向け、「運動指導サポーター」の養成を行ない、おたつしゃ教室への参加が少ない男性に向けた運動教室等に取り組めます。

○ユニバーサルデザインのまちづくり

町営路線バスがより利用しやすい

すくなるよう、ノンステップバスの導入を図ります。また、ボランティア等による移動支援について、地域住民等とともに検討を進めます。

○在宅医療・介護の連携の促進

町内の医療・介護・福祉の専門職で研修会を開催するなど、専門職の連携強化を推進するとともに、個別支援の充実と地域課題の検討に取り組めます。

他にも：

- 介護人材の確保と育成・定着
 - 介護保険事業の適正運営
 - 高齢者虐待の防止と対策推進
 - 認知症に関する普及啓発や認知症予防活動の推進
- など、さまざまに取り組みを予定しています。

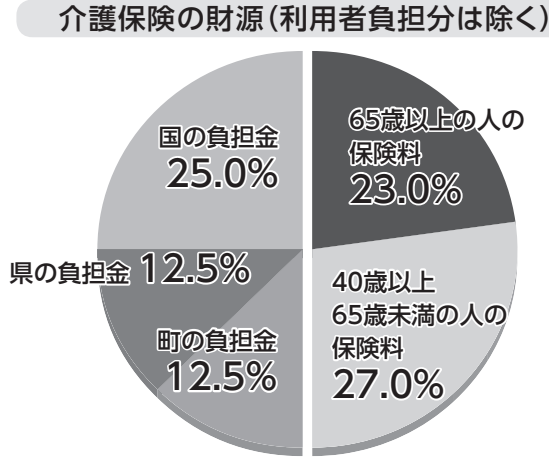
介護保険のしくみと状況

◆介護保険制度とは

介護保険制度は、市町村が保険者となつて運営をしています。40歳以上の人は、介護保険料を納付することになります。もし介護が必要になつた場合には、介護のサービスに必要な費用の1割または2割の負担(特に所得の高い人は平成30年8月から3割)でサービスを利用することができます。

◆介護保険の財源

介護サービスにかかる費用のうち、利用者負担を除いた残りは介護保険による負担となります。



この介護保険の財源は、被保険者の「保険料」と国・県・町の「公費」で賄われており、その割合は50%ずつとなつていきます。(左上のグラフ参照)

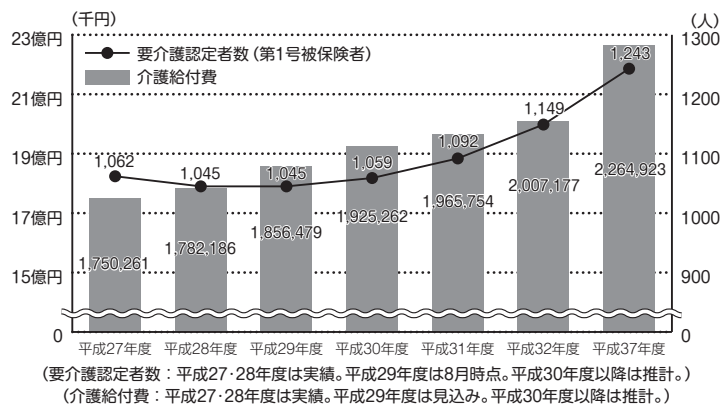
このうち、第1号被保険者(65歳以上)の保険料は、保険者ごとに決定されており、基本的には、3年ごとに介護給付費等の見込み額を算定し、その23%にあたる金額を65歳以上の皆さんに、所得に応じて公平に負担していただくこととなります。

◆介護のニーズに合わせるために

平成12年度に介護保険制度が創設され18年が経過し、この間、制度の理解も深まっており、65歳以上の人が加齢や病気、また認知症により介護が必要な人等の支えとして介護サービスの利用が進んでいます。

介護給付費は、右下のグラフのとおり平成27年度は約17億5千万円でしたが、平成29年度の見込みでは約18億5千万円と、約1億円の増となる見込みです。この傾向は、今後3年間の推計にも現れており、介護ニーズの高まりに応じて年々増加することが見込まれます。

要介護認定者数と介護給付費の推移



介護サービスの利用が増えることは、介護の社会化が進むことであり、介護が必要な人や、ご家族の負担の軽減につながっています。一方で、介護のサービス体制が充実し、利用者が増加すると、それに伴って介護給付費が増加し、介護保険料も上昇することになります。

利用者負担割合が変更になります

世代間、世代内での負担の公平性を確保するため、介護保険の利用者負担について、特に所得の高い層の負担割合は3割になります。(平成30年8月から)

| | 負担割合 |
|--|-------|
| 年金収入+その他の合計所得金額 ^(※1) 340万円以上 ^(※2) | 2割⇒3割 |
| 年金収入+その他の合計所得金額 280万円以上 ^(※3) | 2割 |
| 年金収入 280万円未満 | 1割 |

(※1) 合計所得金額とは、収入から必要経費を控除した後で、扶養控除や医療費控除等の所得控除をする前の所得金額。租税特別措置法に係る、長期(短期)譲渡所得の特別控除額を控除した額を用いる。

(※2) 単身:340万円以上、2人以上:463万円以上

(※3) 単身:280万円以上、2人以上:346万円以上

第7期の介護保険料について

◆第7期の

介護保険料について

第7期の介護保険料は、介護のニーズに着実に応える一方で、保険料の負担とのバランスをとりつつ算定し、結果として、基準金額で月額6,200円となり、第6期(平成27年度から29年度と比較して、月額850円の負担増をお願いすることになります)。

◆介護保険料の

算定における状況

介護サービス費では、デイサービス等の居宅介護サービス費が伸びています。また、施設の利用を希望される人も多く、そのニーズを踏まえて町内の特別養護老人ホームの定員増が図られ、利用者が増えています。

このことから、介護サービス費は、全体的に伸びており、これが保険料の増額改定の大きな要因となっています。

また、国の制度改正による

要因も大きく、第1号被保険者(65歳以上の人)の保険料

負担率の変更(第6期の22%から第7期の23%への増)、国の調整交付金の算定方法の改定による影響(通常は国の負担率は25%ですが、第7期は25%を下回る見込み)、介護保険の給付費総額の基礎となる介護報酬の0.54%増額改定、平成31年10月に実施予定の消費税の引き上げ(8%から10%)による影響等も要因となっています。

また、介護保険が抱える介護人材の不足の問題を解決するため、消費税の引き上げと同時期に公費1千億円程度の介護職員の処遇改善加算の実施が予定されており、これら全てを保険料の算定に反映しています。

皆さんには、ご負担をおかけすることになりますが、保険料は誰もが安心して介護が受けられるための大切な財源となりますので、ご理解をお願いいたします。

―地域の支え合いをあなたのすぐそばに―

●男性のための運動教室

高齢者が地域の仲間づくりを兼ねて、元気なうちから継続して運動することにより介護予防に取り組む場の一つとして、男性のみを対象とした「男性のための運動教室」を実施しています。

この運動教室では、和やかな雰囲気の中、講師が参加者の身体の状態をチェックしながら、痛いところや動かしにくいところなどの症状を聞き取り、参加者に合った体操メニューを取り入れています。

体操メニューには、ストレッチやタオル体操、肩こり・腰痛予防体操などがあります。

女性と一緒に運動するのは気兼ねするという方も安心してご参加いただけます。

日時：毎週金曜日
午前10時～
ところ：西大路公民館

◆問い合わせ先◆
西大路公民館

☎0748-5211050

●高齢者交流サロン

身近な地域で気軽に集まれる高齢者の居場所づくりとして、公民館や会議所などを会場に「高齢者交流サロン」を開催されています。

このサロンは、現在、日野町の7か所で開催されています。サロンでの取り組みは様々で、みんなで集まっておしゃべりを楽しんだり、様々

なゲームやレクリエーションなどをして交流をされています。サロンの中には、高齢者だけでなく子どもも参加し、世代を越えた交流をされているところもあります。

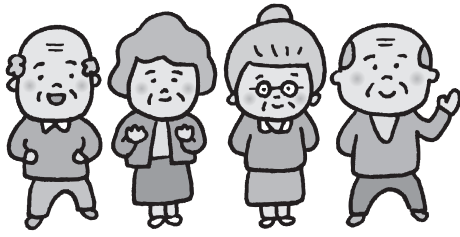
皆さんの地域でも、高齢者の方ができるだけ住みなれた地域でいきいきと暮らしただけのため、また、地域



での支え合いの輪を広げるために、サロンの開催を検討してみませんか。

※町では、サロンの開催を支援するため、年間30回以上、年度と2年目は、24回以上、1回につき2時間以上の開催の場合に、1時間あたり500円の補助をしています。詳しくは、長寿福祉課までお問い合わせください。

介護保険料の所得段階があたりしくなります



◆保険料は12段階になります
65歳以上の方の介護保険料の新しい基準額は年額74,400円（これは、年額64,200円）となります。介護保険料は、各個人の収入に応じて、所得段階別に額を決定しています。今回の介護保険料の改定とあわせて、所得段階に新たに第11段階および第12段階を設けることで、保険料負担の公平性の確保と、低所得者の人への配慮をします。

◆これまでの保険料 基準月額5,350円

| 所得段階 | 年間保険料額(円) |
|-------|------------------------------------|
| 第1段階 | 32,100 (28,890) ^(※1) |
| 第2段階 | 44,940 |
| 第3段階 | 48,150 |
| 第4段階 | 56,496 |
| 第5段階 | 64,200 |
| 第6段階 | 72,546 |
| 第7段階 | 80,250 |
| 第8段階 | 96,300 |
| 第9段階 | 102,720 |
| 第10段階 | 109,140 |

(※1) 第1段階は所得の低い人への軽減があるため、実際にお納めいただく金額は()内の金額です。

(※2) 大正5年4月1日以前に生まれた人で、一定の条件に該当する人が受給している年金です。

(※3) 世帯は、毎年4月1日の状況で判断します。4月2日以降に資格を取得された人は、その取得日の世帯の状況となります。

◆平成30年度から平成32年度までの保険料 基準月額6,200円

| 所得段階 | 区分 | 負担率 | 年間保険料額(円) |
|-------|---|----------------|------------------------------------|
| 第1段階 | 生活保護の受給者、老齢福祉年金 ^(※2) 受給者で、世帯 ^(※3) 全員が町民税非課税の人、課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人 | 0.50 (0.45) | 37,200 (33,480) ^(※1) |
| 第2段階 | 世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人 | 0.70 | 52,080 |
| 第3段階 | 世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額が120万円を超える人 | 0.75 | 55,800 |
| 第4段階 | 町民税課税世帯で、本人の町民税が非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円以下の人 | 0.88 | 65,472 |
| 第5段階 | 町民税課税世帯で、本人の町民税が非課税で課税年金収入額と合計所得金額が80万円を超える人 | 1.00 | 74,400 |
| 第6段階 | 本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人 | 1.13 | 84,072 |
| 第7段階 | 本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 | 1.25 | 93,000 |
| 第8段階 | 本人が町民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 | 1.50 | 111,600 |
| 第9段階 | 本人が町民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 | 1.60 | 119,040 |
| 第10段階 | 本人が町民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の人 | 1.70 | 126,480 |
| 第11段階 | 本人が町民税課税で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の人 | 1.80 | 133,920 |
| 第12段階 | 本人が町民税課税で、合計所得金額が800万円以上の人 | 1.90 | 141,360 |

問い合わせ先 ◆ 長寿福祉課 高齢者福祉介護担当 ☎0748-52-6501
地域包括支援担当 ☎0748-52-6001